

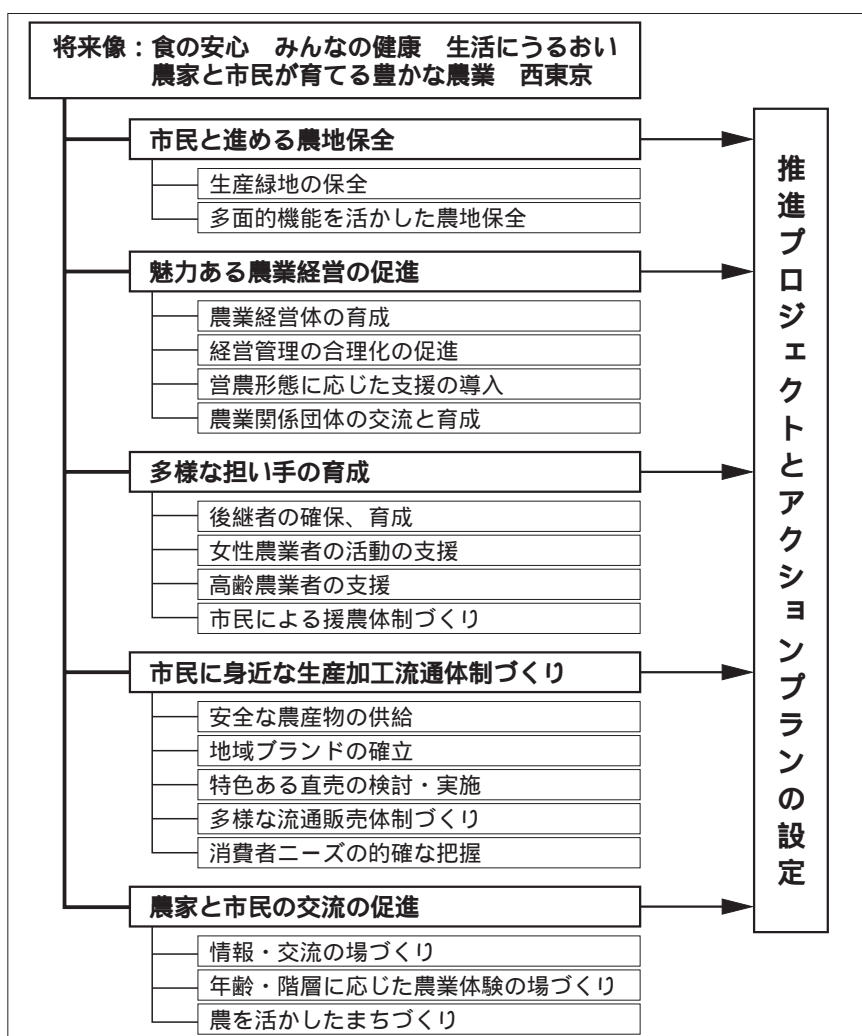
皆さんの意見をお聞かせください 「農業振興計画(案)」に対する ご意見を募集します



親子農業体験 ジャがいもどこかな?

計画の体系

将来像を実現するために「市民と進める農地保全」、「魅力ある農業経営の促進」、「多様な担い手の育成」、「市民に身近な生産加工流通体制づくり」、「農家と市民の交流の促進」の5つを柱として、計画の体系を組み立てるとともに、行政が主体となる推進プロジェクトと、農業者や市民等が主体となるアクションプランを設定します。



平成15年度中に策定予定の「農業振興計画(案)」がまとまりました。その概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(市民意見提出手続制度)を実施します。

対象 市内在住・在勤・在学の方および市内に事業所等を有する法人その他の団体
意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方法で、住所・氏名・案件名(農業振興計画)を必ず明記して、提出してください。
直接または郵送 〒188 8666 西東京市役所田無庁舎 産業振興課(ア)内線1441)
ファクス (FAX) 63・9585)
電子メール(市ホームページから)
住所・氏名の公表はしませんが、匿名意見は受け付けません。また、提出された意見に個別の回答は行いません。
提出期間 1月15日(木)～2月5日(木)(必着)
計画(案)の閲覧 計画(案)は、市ホームページ、両庁舎1階の情報公開コーナーでご覧になれます。
検討結果の公表 3月(予定)
産業振興課(ア)内線1441)

計画の目的

都市農業は、安全で新鮮な農産物を市民に供給するとともに、自然環境としての緑の供給源や防災機能など、さまざまな役割を果たしています。そして、農業者・農業団体、市民・市民団体、行政等がそれぞれの役割を踏まえ、相互理解、協力、協働することにより、維持、発展していくものといえます。

この計画は、このような状況を踏まえ、平成16年度～25年度の10年間を計画期間として、西東京市農業の振興を図るために策定するものです。

将来像

食の安心 みんなの健康
生活にうおい
- 農家と市民が育てる
豊かな農業 西東京 -

基本方針

市民の心と体の健康を支える都市農業を普及し、農業者、市民の共通認識をつくる
農業者がいきいきと働く、農業経営をつくる
生産、環境の基盤となる農地を保全する
農業者と市民の協力、協働を促進し、農のあるライフスタイルをつくる

「西東京市市民憲章素案」の パブリックコメント(市民意見提出手続制度)の 検討結果の概要をお知らせします

市民の意見(要約)	市の検討結果
前文について	
(1)「伝統」という表現	次のように修正します。 江戸時代から青梅街道の宿場町として栄えた歴史のあるまちです。
(2)「新市制3周年を記念して」という表現	次のように修正します。 わたしたちは、先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに感謝し、市民ひとりひとりがいきいきと暮らせるまちを目指して、ここに市民憲章を定めます。
本文について	
(1)本文A案とB案の取り扱い	本文のスタイルとして、A案、B案の2つのパターンに関し、以下の点によりA案を本文の基本スタイルとします。 ・だれにでもわかりやすい内容である ・市民が主人公であることを強調している ・和語により構成され、温かく親しみやすく、かつ心に訴えかける言葉をつかっている
(2)本文文末の取り扱い	文末は、「～したい」とします。 西東京市をよいまちにしようという市民の意志と希望を表現しています。また、この文末表現は、他の自治体の市民憲章にも例がありません。
(3)他のキーワードの追加等	市民アンケートの結果を踏まえるとともに、和語を基本として条文を構成しています。 「平和」については、すでに非核・平和都市宣言がされており、市民憲章と都市宣言の趣旨を明確にするため、市民憲章には入れていません。
(4)本文の構成(4か条)	田無市と保谷市の市民憲章がいずれも4か条であったこと、また、全国的にも珍しいことから4か条とします。

昨年11月1日～14日に実施した「西東京市市民憲章素案」のパブリックコメント(市民意見提出手続制度)の検討結果の概要をお知らせします。パブリックコメントには、28人の方から意見を頂きました。検討結果の全内容は、両庁舎1階の情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。
企画課(ア)内線1120)

環境審議会が「西東京市環境基本計画(案)」を市長へ提出

12月22日、環境審議会(矢内秋生会長)は、西東京市環境基本計画の最終答申を市長へ提出しました。市では、この答申を基本にして、本年3月末を目途に計画を策定します。
なお、環境基本計画(最終答申)の全文は、両庁舎1階の情報公開コーナーでご覧になれます。
環境保全課(保)内線2214)

調布保谷線沿道の用途地域の見直しについて

現在、東京都では都市計画道路3・2・6号調布保谷線沿道の用途地域を変更することを検討しています。市民の皆さんの意見を頂くために、説明会を2月上旬に開催する予定です。
説明会の詳細は、2月1日号の市報でお知らせします。
問合せ 東京都都市計画局土地利用計画課(ア)03・5321・1111内線30(265)
都市計画課(保)内線2413)